ASBJ

第 545 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-5
日付	2025 年 4 月 17 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 236 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）において、ステップ 6 に関して、減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する改正方針、及び IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の設例の文案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する改正方針についての意見）

2. 事務局の提案の方向性に異論はない。

3. IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)の市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントの測定については、分類に関する論点であるため、ローン・コミットメントの測定に関する IFRS 第 9 号の定めの取入れを減損プロジェクトにおいて検討することは不要と考える。

4. ローン・コミットメントの測定に関する IFRS 第 9 号の定めの取入れについては、IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)、すなわち IFRS 第 9 号第 2.3 項(c)の市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントについては、減損プロジェクトと関連する可能性があるため、減損プロジェクトにおいて検討することを提案しているという趣旨でよいか確認したい。あわせて、IFRS 第 9 号第 2.3 項(a)及び(b)に該当するローン・コミットメントについては、減損に関する公開草案の公表後の分類及び測定の見直しの着手に関する方向性についての議論に含めるという理解でよいか確認したい。

5. ローン・コミットメントの過去 5 年間におけるデフォルトの実績について、約 35 行の地方銀行及び第二地方銀行に対して調査を行ったところ、デフォルトの実績は大半の銀行が 1 件または 2 件、多い銀行でも 10 件、該当ない銀行もあるという状況であった。このため、地方銀行及び第二地方銀行がローン・コミットメントについて、自らのデータを用いて引当率を推計することは現状難しいと考える。

6. 貸付金代替性債券についての改正方針に同意するものの、貸付金代替性債券の定義については、早めに方向性を決められると他の検討が進みやすくなると考える。この点、貸付金代替性債券が私募債のみを想定しているのであれば、この点を明記した方が理解しやすいと考える。

7. ステップ 5 における一般事業会社への対応が分類及び測定の定めに関する改正方針に影響を及ぼす可能性があるため、留意して頂きたい。特に売上債権の償却原価については、一般事業会社への影響が大きい可能性があると考える。

8. 付随費用の取扱いについては、実務への影響が大きい可能性があるため、丁寧な対応が必要と考える。

9. その他有価証券の償却原価の議論においては、先入先出法等の売却原価の算定の定めについて、定額法の選択と紐づけて議論する必要があると考える。

10. 金融負債に関する定めの改正を検討する場合には、社債発行費の繰延資産の取扱いへの影響があると考えられるため、留意して頂きたい。

（IFRS 第 9 号の設例の文案に関する検討についての意見）

11. 設例 3 の変更点について、これまでの金融商品専門委員会における意見を反映したものであるため、同意する。

12. 設例 4 について、本プロジェクトの対象を踏まえて満期保有目的の債券であることを明示することが考えられるものの、満期保有目的の債券において信用リスクの著しい増大が生じることはあまり想定されない。この点も踏まえ、設例 4 の内容を検討して頂きたい。

13. 設例 6 について、IFRS 第 9 号の設例と比較してシンプルな記載となり理解しやすいものの、IFRS 第 9 号の設例を踏まえて設例の文案を読まないと理解しにくい点もある。具体的には、設例 6 3.(3)において、例えば「これはポートフォリオ 2 のローンの当初の信用度が多様すぎるからである」といった文言を加えると、設例の内容が理解しやすくなると考える。

以　上